

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 5 月 16 日（金）第3008号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の徴収事務の委託（2件）（生活・文化課取扱い） 1
（共生・協働推進課取扱い） 2
○保安林の指定（3件）（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
○漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 5
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）（水産振興課取扱い） 5
○県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（南薩地域振興局取扱い） 6

公 告

- 平成26年度毒物劇物取扱者試験公告（薬務課取扱い） 6
○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成26年度鹿児島県献血推進計画の公表（薬務課取扱い） 8
○落札者等の公告（管財課取扱い） 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表（選挙管理委員会取扱い） 8

公 安 委 員 会 公 告

- 平成26年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第571号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）別表に定める駐車場使用料
- 委託の相手方
鹿児島市西田三丁目10番25号
東洋警備株式会社
- 委託期間
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第572号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）第7条の規定によるふれあいプラザなのはな館（体育館に限る。）の使用料

2 委託の相手方

鹿児島市金生町7番18号

株式会社宮生企画

3 委託期間

平成26年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

鹿児島県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市横川町上ノ字冷水5831番3，字柿木濱弓場5833番4，5833番12，5833番15，5833番23から5833番25まで，5833番30から5833番32まで，5833番34，5833番35，5833番37，5833番39

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

鹿児島市岡之原町5050番，本名町3570番，日置市東市来町長里字梶4673番，字堂園4674番2，4678番，4680番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年5月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市日吉町吉利字宮田1508番1, 1509番

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年5月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年1月26日鹿児島県告示第163号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年5月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートセンターういる	薩摩川内市中郷町4708-1	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680-3	清原 浩	平成26年4月1日	訪問介護
デイサービスセンター翠香苑	阿久根市赤瀬川2730番地	社会福祉法人桜仁会	阿久根市赤瀬川265番地	古郷 節子	平成26年4月1日	通所介護
デイサービス花	薩摩川内市横馬場町8番11号	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成26年4月1日	通所介護
デイサービスセンターすいせん	出水郡長島町川床3410番地1	特定非営利活動法人ふうしゃ	出水郡長島町鷹巣1779番地1	京田 一則	平成26年4月1日	通所介護
デイサービス白梅	霧島市溝辺町麓947番地9	社会福祉法人山陵会	霧島市溝辺町麓947番地3	徳永 正義	平成26年4月21日	通所介護
デイサービスセンターあじさい	肝属郡東串良町池之原1998番地1	株式会社EGUCHI	肝属郡東串良町池之原2675番地2	江口 卓郎	平成26年5月1日	通所介護

鹿児島県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所テラス	霧島市国分新町二丁目15番7号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番7号	中島 竜作	平成26年4月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所つばき	出水郡長島町川床3410番地1	特定非営利活動法人ふうしゃ	出水郡長島町鷹巣1779番地1	京田 一則	平成26年4月1日	居宅介護支援
レストケア出水在宅医療センター（レストケア出水ケアプランセンター）	出水市上知識町806番地	株式会社エルリストン	出水市上知識町806番地	森口 隆則	平成26年4月14日	居宅介護支援

鹿児島県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートセンターういる	薩摩川内市中郷町4708-1	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680-3	清原 浩	平成26年4月1日	介護予防訪問介護
デイサービスセンター翠香苑	阿久根市赤瀬川2730番地	社会福祉法人桜仁会	阿久根市赤瀬川265番地	古郷 節子	平成26年4月1日	介護予防通所介護
デイサービス花	薩摩川内市横馬場町8番11号	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成26年4月1日	介護予防通所介護

デイサービスセンターすいせん	出水郡長島町川床3410番地1	特定非営利活動法人ふうしゃ	出水郡長島町鷹巣1779番地1	京田 一則	平成26年 4月1日	介護予防 通所介護
デイサービス白梅	霧島市溝辺町麓947番地9	社会福祉法人山陵会	霧島市溝辺町麓947番地3	徳永 正義	平成26年 4月21日	介護予防 通所介護
デイサービスセンターあじさい	肝属郡東串良町池之原1998番地1	株式会社EGUCHI	肝属郡東串良町池之原2675番地2	江口 卓郎	平成26年 5月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第580号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、与論加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第581号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 5 月 16 日から同月30日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市住用町山間520番地2 諏訪原清高
奄美市住用町山間374番地1 牧光和
奄美市住用町市716番地 中村一也
- 2 加入区
住用加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第582号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 5 月 16 日から同月30日まで喜界島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡喜界町大字赤連2719番地 児玉右三
大島郡喜界町大字志戸桶760番地 倉橋正都
大島郡喜界町大字早町8番地 米盛弘幸
- 2 加入区
喜界加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
喜界島漁業協同組合

鹿児島県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整

備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）正名地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 5 月 19 日から同年 6 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 5 月 16 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 榎山学園	南九州市顛娃町 別府4710番地6	社会福祉法人更生会	南九州市顛娃町 別府4710番地6	中村 邦彦	平成26年 5月1日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護

公 告

平成26年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成26年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
 - (1) 試験の期日
平成26年 8 月 5 日（火）
 - (2) 試験の時間
午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）
- 3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験 農業用品目毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以

特定品目毒物劇物取扱者試験		下「省令」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物, 特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験(試験では実物は使用しない。)	毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物, 特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 住民票の写し(戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)

ウ 履歴書(学歴, 職歴等を記入したもの)

エ 写真(出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル, 横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので, 裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)

オ 試験手数料(10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。なお, 提出書類等を受理した後は, 試験手数料は返還しない。)

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

平成26年6月9日(月)から同月20日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお, 送付の方法により提出する場合は, 平成26年6月20日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は, 鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお, 同用紙を送付の方法により請求するときは, 宛先及び郵便番号を明記し, 92円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は, 平成26年9月5日(金)午前10時から午後5時15分までの間, 鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は, 鹿児島県保健福祉部薬務課(電話099-286-2111 内線2807)又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍(都道府県名のみ), 氏名及び生年月日の欄は, 戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は, 必ず書留郵便によるものとし, 封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は, 受験願書を受理した後, 受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成26年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成26年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機用再生紙（A4判） 9式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) トップン・フォームズ株式会社南九州営業所
鹿児島市中央町9番1号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,296円（鹿児島市地区分）
 - (2) 株式会社大黒紙店
薩摩川内市向田本町14番7号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,289.52円（日置・串木野地区分）、1,262.52円（薩摩地区分）、1,274.4円（始良・伊佐地区分）
 - (3) 株式会社文泉堂
南九州市穎娃町牧之内3000番地
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,290.6円（南薩地区分）
 - (4) 有限会社三昧堂商事
志布志市志布志町志布志三丁目8番16号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,285.2円（曾於地区分）、1,285.2円（肝属地区分）
 - (5) 有限会社種子島総合事務機
西之表市西之表7436番地3
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,522.8円（熊毛地区分）
 - (6) 有限会社鹿児島事務機商会
鹿児島市甲突町12番18号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,703.16円（大島地区分）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 2 月 12 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第20号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わ

ず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
天城町の未来を考える会	禎 久隆	玉江 義彦	大島郡天城町浅間475
栄友会	三谷 純夫	森山 裕司	鹿児島市七ツ島1-4-17
叶福次郎後援会	禎 久隆	玉江 義彦	大島郡天城町平土野26-6
くぼ教仁後援会	久保 文紀	久保 純子	伊佐市菱刈市山850
美園博樹後援会	美園 博樹	美園 洋子	南九州市穎娃町御領7465-2
盛泰夫後援会	盛 茂伸	盛 結佳子	大島郡和泊町大字和泊55番地2
山下純一政経事務所	加藤 知己	岡山 里美	鹿児島市甲突町8-2浦門ビル3階
山之口司後援会	山之口 司	山之口真由美	伊佐市大口下殿602番地
脇一二後援会	脇 一二	脇 知恵子	鹿児島市川田町1933

公安委員会公告

平成26年度駐車監視員資格者講習及び認定審査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定により、平成26年度駐車監視員資格者講習及び認定審査を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

平成26年 6 月 26 日（木）及び同月 27 日（金）午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ 修了審査

平成26年 7 月 4 日（金）午前 9 時から午前 10 時まで

(2) 認定審査の日時

平成26年 7 月 4 日（金）午前 9 時から午前 10 時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 人員

講習及び認定審査の人員を合わせて 30 人

4 講習及び認定審査の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了審査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了審査を実施する。

なお、修了審査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(3) 認定審査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認めら

れる者であるかの審査をするため、認定審査を実施する。

なお、認定審査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

5 講習及び認定審査の申請手続

(1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を持参すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を持参すること。

(2) 認定審査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を持参すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を持参すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受理した後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

平成26年5月19日（月）から同年6月6日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて30人になり次第受付を終了する。

8 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は最寄りの警察署に対して行うこと。